

引き続き検討する。

(10) 道路運送法（昭 26 法 183）、鉄道事業法（昭 61 法 92）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平 19 法 59）及び交通政策基本法（平 25 法 92）

(i) 道路運送法 94 条 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭 39 運輸省令 21） 2 条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法 55 条 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭 62 運輸省令 9） 2 条）に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(ii) 地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 4 条 4 項及び交通政策基本法 10 条、12 条、27 条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に 2018 年度中に通知する。

また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(11) 公営住宅法（昭 26 法 193）

家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等（34 条）の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に 2019 年中に周知する。

(12) 宅地建物取引業法（昭 27 法 176）

宅地建物取引士証の記載事項（施行規則 14 条の 11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019 年中に結論を得る。